

東京大学プロアクティブ環境学国際卓越大学院プログラム運営内規

新領域創成科学研究科学術経営委員会 平成30年11月21日 承認
令和元年8月29日 改正
令和2年2月13日 改正
令和2年11月11日 改正
令和3年9月8日 改正

1. 本プログラムの理念

東京大学「プロアクティブ環境学国際卓越大学院プログラム」（以下、「本プログラム」という。）は、文系・理系を含む多様な分野が柏地区において集結し、独創的な既存領域の邂逅と融合を通して新たな学問領域の創造に取り組んできた新領域創成科学研究科の特性、世界最先端研究の拠点たる附置研究所群、つくばの研究開発機構等との密な教育研究交流を進められる柏地区の立地特性を活かし、環境知のプロフェッショナル養成の拠点形成強化に向け、優秀な日本人学生および外国人留学生を対象に修・博5年一貫プログラムに取り組む。

2. 養成する人材像

本プログラムが養成するのは、高度なデータ解析と予測技術に基づくプロアクティブなアプローチを通じて、持続可能な地球社会の実現に向けた課題を先取りし、サステナビリティ学の理念に依りつつ複雑で多義的な問題に社会が進むべき方向を提示する「環境知のプロフェッショナル」である。

3. プログラム内容

「2. 養成する人材像」に述べる人材を養成するため、既存の専攻群において修得する個別分野の高度な専門性に加え、高度データ解析・シミュレーション等を用いた予測技術等に基づくプロアクティブ・アプローチ、サステナビリティに関わる概念と幅広い方法論、課題を解決するリーダーシップ、国際コミュニケーションに関わる修学機会を組込んだ体系的な教育課程を構築する。さらに、主指導教員とは専門分野の異なる副指導教員を付け、異分野の研究手法の指導や洞察力育成のための学習指導体制を強化、徹底する。具体的には、下記4つの要素を組込んだ体系的な教育課程を実施する。

A. 「サステナビリティ学」 地球社会の持続性を考える基礎となるサステナビリティ学の概念と方法論を習得し、国際社会においてその重要性が掲げられている「サステナビリティ」の概念を自らの研究課題との関連において理解するための講義群。および、異なる専門的知見を有したプログラム履修生が協働して「サステナビリティ」に係る共通の課題に取り組む経験を、実習を通して得ることによって、サステナビリティ学を学術と実践の両面から牽引する人材を育てる実習科目群。

- B. 「プロアクティブ・リサーチcommons」 高度データ解析手法、ビッグデータ活用、スマートセンシング、シミュレーションによる予測技術等、新領域創成科学研究科で進めている研究の実体験と異分野研究のテーマや方法のノウハウの習得を通じたプロアクティブ・アプローチを理解する講義群。および、価値創造デザイン推進基盤（生産技術研究所）等との連携によって、開発・研究への応用法のアイデアを練り、討論とその成果のプレゼンテーションを通じることで、社会の将来的な課題を予測し、その解決を図ることで、独自の研究方法を開拓する実習科目群。
- C. 「環境知プロフェッショナル実習」 本プログラムが5年一貫であることを活かした、長期（3か月程度）のインターンシップや現地での実習を含む実習科目群。例として海外実習や、柏キャンパス（I・II）内の研究所やつくばの研究機関等における高度な分析調査技術の修得、地域連携組織等と社会や産業の実問題に中心的に関わる機会を通じたリーダーシップの修得のための実習等。
- D. 「国際コミュニケーション」 修士課程の早い時期における外国人教員による批判的思考法の講義、英語論文の書き方の授業と、外国人学生に英語で自身の研究分野をガイダンスする体験を通じた語学力を修得する科目群。

以上に加えて、「卓越サロン」への参加を義務付ける。これは、プログラムに参加する修士学生・博士学生・教員合同の学融合研究コミュニティであり、メンバー間でのコミュニケーションを促進し、学術研究の最先端に触れると同時に、異分野の研究を理解し、刺激を受け合いながら、切磋琢磨する環境を創出することを意図する。プログラム履修生はこれを主体的に運営することが期待される。

本プログラムの科目表は別表1に示す。

4. 申請資格

次の3つのカテゴリーのいずれかに属し、博士号取得までプログラム履修を継続することを誓約できる者。

カテゴリー1：新領域創成科学研究科、工学系研究科、情報理工学系研究科、理学系研究科、農学生命科学研究科、学際情報学府のいずれかの研究科の修士課程第1年次に在籍する入学後半年以内の者

カテゴリー2：新領域創成科学研究科に入学する者のうち、UTSIP Kashiwaの既習生

カテゴリー3：カテゴリー1に挙げた研究科等に博士課程から入学する者で、本プログラム運営委員会が別に定める要件を満たす者

ただし、自己の都合によらない止むを得ない理由により入学と同時に休学した者については、在籍期間6ヶ月以内の者に限りプログラム運営委員会の議決により申請資格を認める。2018年度のカテゴリー1の募集にあたっては、修士課程第1年次に在籍する学生全員に申請資格を認める。カテゴリー3の募集は、2020年度から開始する。

5. 定員および選考方法

- (1) 本プログラムの定員は各年度あたり 10 名とする。
- (2) プログラム履修生の選考は、書面審査ならびに面接審査の結果を総合的に判断して行う。
- (3) プログラム運営委員会の判断により、定員によらない特別枠でのプログラム履修を認める場合がある。

6. 修了要件

次の要件を満たして本プログラムを修了するものに対して、プログラム修了証を授与する。

- (1) 所属する専攻・プログラム等の修士課程・博士後期課程の修了要件を満たし、修士論文審査・博士論文審査に合格すること。
- (2) 本プログラム科目表（別表 1）から次の単位を取得すること。
 - ① 必修科目 7 単位（修士課程）
 - ② プログラム履修生ごとにサステナビリティ学科目群（A 科目群）またはプロアクティブ・リサーチコモンズ科目群（B 科目群）を選択の上、選択した科目群から 4 単位
 - ③ 環境知プロフェッショナル実習科目群（C 科目群）から 4 単位
- (3) 本プログラムの中間審査（以下、「QE」という。）と最終審査（以下、「FE」という。）に合格すること。

ただし、カテゴリー 3 のプログラム履修生については、(2) -①の必修科目 7 単位を博士課程在籍中に取得するものとする。2018 年度採択学生については、プログラム運営委員会の指定による。

7. QEおよびFE

- (1) QEは、①博士入学試験、②修士論文審査、③博士論文着手資格審査、④「卓越サロン」の各段階において実施する。ただし、カテゴリー 3 のプログラム履修生については、②修士論文審査は①博士入学審査に含まれるものと見做す。
- (2) QEは以下に挙げる観点から厳格に達成度等を評価する。
 - ① 地球社会が抱える様々な課題に対する根源的要因の理解、その解決、および将来を見据えた取り組みの姿勢と実績
 - ② 高度な解析・予測手法の修得と応用
 - ③ 成果の社会への応用や還元を考え方
 - ④ 国際的な視点からの取り組みと必要なコミュニケーション能力の取得状況
- (3) FEは、博士論文審査と同じ時期に実施し、(2) に挙げる 4 つの観点から成果を評価する。
- (4) QEおよびFEの具体的な手順は別途定める。

8. プログラム履修生の義務

- (1) プログラム履修生は、卓越した評価を得て博士号を取得する意思を持って、次の義務を果たす責任を負う。
 - ① 博士課程に進学または入学すること
 - ② 日本学術振興会特別研究員に申請すること、また、採択された場合でもプログラム履修を継続すること
 - ③ 「卓越サロン」に参加すること
 - ④ プログラム運営委員会が指定する活動へ参加すること
 - ⑤ 学修状況や研究成果発表状況等について報告すること
 - ⑥ プログラム修了後もプログラムの要求に応じて追跡調査へ回答すること
- (2) プログラム履修を希望する者は、プログラムへの応募に際して、(1)に列挙する義務を遵守する旨を記した誓約書を提出する。

9. プログラム履修生への支給

- (1) プログラム履修生のうち、本プログラムが定める一定の要件を満たし、希望する者には、次の支給を行う。
 - ① WINGS-PES 卓越リサーチ・アシスタント：研究業務への対価
 - ② WINGS-PES 奨励金：給付型奨励金
 - ③ WINGS-PES 活動推進費：プログラム履修生が卓越した研究活動を行うのに必要な経費の一部①～③の支給に関する具体的な手続き等はそれぞれの細則に定める。
- (2) プログラム履修生としての義務を怠った者、または、プログラム履修生として相応しくないと判断された者に対しては、支給を停止または廃止することができる。
- (3) 休学期間中は支給を停止する。

10. 応募方法

- (1) 本プログラムへの応募を希望する者は、申請資格の 카테고리毎に指定される募集期間内に、次に挙げる書類を提出する。
 - ① 申請書および誓約書（様式1）
 - ② 指導教員の意見書（様式2）

11. プログラムの辞退

- (1) 本プログラム履修生がプログラムの修了前に履修の辞退を希望する場合は、辞退願に辞退の理由を記入して提出する。
- (2) 当該学生からの辞退願を基にプログラム運営委員会において審査を行う。

12. プログラムの運営組織

- (1) 本プログラムの実施運営は、プログラム運営委員会が担当する。プログラム運営委員会の構成員であるプログラム運営委員は新領域創成科学研究科長が指名し、新領域創成科学研究科学術経営委員会が承認する。
- (2) 学生の選考と評価は、プログラム運営委員の中から新領域創成科学研究科長が指名する者が担当する。
- (3) 新領域創成科学研究科教育支援室が運営支援を担当する。

附則：本規則は平成30年11月21日から施行する。

附則：本規則は令和元年8月29日から施行する。

附則：本規則は令和2年2月13日から施行する。

附則：本規則は令和2年11月11日から施行する。

附則：本規則は令和3年9月8日から施行する。